

**安全**



**安心**

# JAL不当解雇撤回ニュース

No 049 号 2011.7.25  
 発行:JAL解雇撤回国民共闘事務局  
 連絡先:航空労組連絡会事務局  
 〒144-0043 大田区羽田 5-11-4  
 フェニックスビル内  
 TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819  
<http://www.phenix.or.jp/ikkk/>

管財人・企業再生支援機構による不当労働行為は許さない！

## 東京都労働委員会 不当労働行為救済申立 8月3日 都労委の判断が下る！

### 問題となつた発言

「整理解雇を争点とした争議権が確立された場合、それが撤回されるまで、更生計画案で予定されている3500億円の出資をすることはできません」(支援機構 飯塚ディレクター)

この発言は、2010年11月16日 日航乗組、CCUそれぞれ公式な事務折衝の場で伝えられました。この事務折衝には、会社より、加藤管財人代理、支援機構飯塚ディレクター、羽生労務部長（肩書きは当時）が出席しています。

### 都労委の命令に注目！ 飯塚ディレクター発言は明確な不当労働行為です

日本航空乗員組合（JFU）および日本航空キャビンクルーユニオン（CCU）は、2010年11月16日の事務折衝における企業再生支援機構及び管財人による発言が、当時実施していた争議権確立に向けた一般投票に対する介入行為（労働組合法7条3号の支配介入の不当労働行為）にあたるとして、東京都労働委員会に不当労働行為救済申立てを行い、闘いを進めてきました。この事件に対する命令が8月3日に公布されることとなりました。

労働委員会では、発言の事実に争いがないことから、

調査・審問は最小限の2回（2/4,3/18）で終結となっています。

なお、会社側は、「言論の自由」「管財人ではなく出資者の立場で発言」「両組合は被害を被っていない」と主張しています、しかし、発言内容が示す通り、明確な不当労働行為であり、会社の主張は苦しい言い逃れでしかありません。

**必ず勝利命令が出るものと確信しています。  
みなさん、都労委の命令に注目しましょう！**

### 必ず勝利命令を！！ JAL不当解雇撤回国民共闘として都労委に要請

JAL不当解雇撤回国民共闘は、等労委に対し、早期に適切な命令を公布するよう、東京都労働委員会に要請書を提出しています。遅くなりましたが、以下に要請文全文を紹介します。

#### 要 請 書

日本航空乗員組合ならびに日本航空キャビンクルーユニオンが貴委員会に対して不当労働行為の救済を申し立てている、日本航空の会社更生手続における管財人株式会社企業再生支援機構および同片山英二が両労働組合に対して行った支配介入は、労働組合の団結権を著しく侵害する行為であり、断じて許さ

れるものではありません。

両組合は昨年12月31日に日本航空で強行された165名の不当解雇に関して、解雇に至るまでの経過及びその手続きにおいて、本申し立て事例も含め団結権侵害などの違法行為があったとして、ILOに対して ILO条約第87号（「結社の自由及び団結権の保護に関する条約」日本批准）、第98号（「団結権及び団体交渉権についての原則に適用する条約」日本

批准)違反の申し立てを行っており、申し立ては ILO から正式に受理されています。

本年 5 月には、両組合、航空連などの代表がジュネーブにある ILO 本部結社の自由委員会を訪問しております。その際、本申し立て事例についても、東京都労働委員会に申し立てを行っていることも含めて説明を行ったところ、ILO としても高い関心を示しておりました。

今回の ILO への申し立てにあたっては、世界 147 カ国約 440 万人で組織する ITF (国際運輸労連) ならびに世界 100 カ国以上約 10 万人の民間航空で働くパイロットで組織する IFALPA (国際定期航空操縦士協会連合会) から ILO に対して、両組合の申し立てに対する支持が表明されています。

また、不当解雇については現在、解雇の無効を求めて東京地裁において係争となっていますが、解雇撤回を求める両組合の取り組みへの支援は全国に拡がっており、昨年 12 月 27 日に労働組合団体だけでなく、婦人団体、農民団体、商工団体、法曹団体の呼

び掛けによって、「日本航空の不当解雇撤回をめざす国民支援共闘会議」が結成され、その後大阪、福岡、京都でも組織が立ち上がり、単純にその組織員を合わせると約 350 万人規模の支援組織が出来上がっています。

これら各団体も、本件申立にかかる労働組合への支配介入行為は、“労働組合の団結権を著しく侵害する行為である”として、貴委員会の命令に注目しています。

申立人である両労働組合に対して行われた支配介入行為は明白なる不当労働行為であり、現在においても団結権侵害状態は回復されておりません。そして、この支配介入行為については、国内のみならず国際的にも違法性が指摘されている状況となっております。

貴委員会におかれましては、早期に適切な命令を交付されるよう要請いたします。

以上

## 出産直後に解雇 大森さんの陳述に感動!!



7月8日、法廷に立ち陳述をした大森さん。

「入社後、先輩たちの働く姿を見て、自分も子供を産み育てながら定年まで仕事を続けたいと一生懸命乗務してきました。しかし、体調を崩ししばらく休んだ期間が整理解雇の人選基準に当てはまり、更に出産後17日目の9月27日時点で乗務に復帰していないという理由で、退職強要を受け、解雇されました。あまりにも理不尽で、人権をないがしろにするやり方に納得がいきませんでした」

この大森さんの意見陳述は多くの傍聴者に感動を与え、法廷内はしばし拍手と涙に包まれました。

今回は、その続報として、傍聴者から寄せられた感想を紹介します。

### 冷酷な首切りは許せません

裁判を傍聴して涙がでました。育児休業中の解雇だなんて！しかも、マネージャーからの退職強要の電話が、出産後退院して間もない頃に。こんな恐ろしいことを平気でする会社に、憤りの気持ちでいっぱいです！ いのちを産み育て、まじめに仕事に復帰することを何より願う社員に対して、こんな冷酷に首切りすることが許されるはずがありません！解雇の不当性は明らかです。皆で気からを合わせ、必ず不当解雇を撤回しましょう！

